国際刑事裁判所（ICC）の概要

2025年3月
外務省国際法局国際法課

基本情報

●**概要**：国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪）を犯した個人の訴追・処罰を任務とする歴史上初の常設の国際刑事法廷。

●**所在地**：ハーグ（オランダ）

●**設立条約**：ICCローマ規程（1998年採択 / 2002年発効）

●**加盟国**：125か国（日本は2007年10月1日に加盟。米露中は未加盟。）

ICCの特徴

●**補完性の原則**：ICCは国内裁判所を「補完する」裁判所。
→関係国に捜査・訴追を真に行う能力や意思がない場合にのみ、管轄権を有する。

●**構成**：裁判部、検察局、書記局から成る。職員数900名以上。裁判官は18名。

●**管轄権**：以下①～③のいずれかの場合に、管轄権を行使可能。
①締約国が事態をICC検察官に付託した場合
②国連安全保障理事会が事態をICC検察官に付託した場合
③検察官が自己の発意により予備的検討を行った後、予審裁判部が捜査開始を許可した場合
　ただし、①と③の場合、以下のいずれかに限り管轄権を行使可能*。

- 犯罪の実行地国が締約国
- 犯罪の被疑者が締約国の国籍を有する者
- 非締約国が裁判所の管轄権の行使を受諾

●**締約国の協力義務**：締約国は、ICCからの逮捕及び引渡しの請求に応じなければならない。

*侵略犯罪の場合には、更に追加的な要件が存在。

ICCの実績

●**現状**：17事態につき捜査・訴追中。3事態につき予備的検討中。

●**累計実績**：判決が下された終結事件は15件（有罪7件、無罪/証拠不十分5件、犯罪事実が確認されず公判不開始3件）。

日本の貢献

●**日本の加盟の意義**：責任ある大国として、国際社会における法の支配、不処罰との戦いに貢献。

●**裁判官の輩出**：齋賀富美子判事（任期2007-09）、尾﨑久仁子判事（任期2009−18）、赤根智子判事（任期2018-27）。

●**資金面での協力**：最大の分担金拠出国（分担率約15.4%（2024年））。2024年の予算に対する拠出額は約36.9億円。

●**被害者支援**：2014年以降、被害者信託基金（TFV）に累計108万ユーロ以上を拠出。野口元郎TFV理事長（任期2012-2018）。

●**事態の付託**：2022年3月9日に日本はウクライナの事態を付託。

締約国（125か国・地域）

★：2010年改正規定の受諾国（47か国・地域）

【アジア太平洋】19
アフガニスタン
バングラデシュ
カンボジア
クック諸島
キプロス★
キリバス
フィジー
日本
ヨルダン
モルディブ
マーシャル
モンゴル★
ナウル
韓国
サモア★
タジキスタン
東ティモール
バヌアツ
パレスチナ★

【西欧他】25
アンドラ★
オーストラリア
オーストリア★
ベルギー★
カナダ
デンマーク★
フィンランド★
フランス
ドイツ★
ギリシャ
アイスランド★
アイルランド★
イタリア★
リヒテンシュタイン★
ルクセンブルグ★
マルタ★
オランダ★
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル★
サンマリノ★
スペイン★
スウェーデン★
スイス★
英国

【東欧】19
アルバニア
アルメニア
ﾎﾞｽﾆｱ・ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ
ブルガリア
クロアチア★
チェコ★
エストニア★
ジョージア★
ハンガリー
ラトビア★
リトアニア★
モンテネグロ
ポーランド★
モルドバ
ルーマニア
セルビア
スロバキア★
スロベニア★
北マケドニア★
ウクライナ（★）

（注）改正規定批准済み。
効力発生は10月25日。

【中南米】28
アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン★
バルバドス
ベリーズ
ボリビア★
ブラジル
チリ★
コロンビア
コスタリカ★
ドミニカ国
ドミニカ（共）
エクアドル★
エルサルバドル★
グアテマラ
ガイアナ★
ホンジュラス
メキシコ
パナマ★
パラグアイ★
ペルー★
ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾈｰｳﾞｨｽ
セントルシア
セントビンセント
スリナム
トリニダード・トバゴ★
ウルグアイ★
ベネズエラ
グレナダ

【アフリカ】33
ベナン
ボツワナ★
ブルキナファソ
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コモロ
コンゴ（共）
コンゴ（民）
コートジボワール
ジブチ
ガボン
ガンビア
ガーナ
ギニア
ケニア
レソト
リベリア
マダガスカル
マラウイ
マリ
モーリシャス
ナミビア
ニジェール★
ナイジェリア
セーシェル
セネガル
シエラレオネ
南アフリカ
ウガンダ
タンザニア
チュニジア
ザンビア